

一時支援金の申請にかかる事前確認について（会員で無い八尾市内の事業者様）

ただいまご相談が大変込み合っております。スムーズな対応が行えるよう、本資料を事前にお読みいただきますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

大まかな流れ 申請者ID登録 ⇒ **事前確認(事業実態確認)** ⇒ 本申請

●顧問税理士や融資取引を行っている金融機関が事前確認を行っている場合は、そちらへご依頼ください。登録確認機関は特設ホームページで確認できます。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

●八尾市外企業様の事前確認は行っておりません。

①一時支援金の制度概要をホームページで確認

まずは制度詳細、申込要件を特設ホームページ (<https://ichijishienkin.go.jp/>) でご確認下さい。



制度に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

一時支援金事務局 コールセンター 0120-211-240
IP電話の場合 03-6629-0479
8:30~19:00 土日・祝日を含む全日

※当所では制度内容や対象になるかどうかなどについてお答えできませんので、ご了承下さい。

②申請者IDの取得

一時支援金ホームページのトップページにある「仮登録（申請ID発番）する」のボタンから、申請者情報の登録を行い、申請IDを取得してください。（<https://ichijishienkin.go.jp/>）

③事前確認依頼書の送付

「事前確認依頼書」（別紙）に必要事項をご記入のうえ、八尾商工会議所 (FAX072-922-8828) までご送付ください。

④事前確認の面談日程調整（当所から代表者様にご連絡）

「事前確認依頼書」をご送付いただいた後、原則3営業日以内に代表者様へ当所より電話連絡を差し上げます。当所での面談確認について日程を調整させていただきます。

⑤事前確認の実施（当所でのご面談）

「事前確認（事業実態確認）に必要な書類等」に記載の必要書類をご持参ください。

なお、必要書類に不備がある場合、事前確認ができませんので、確認のうえ来所いただきますようお願いいたします。当所で担当者から質問をさせていただきますので、ご協力をお願いします（所要時間約10分）

⑥事業実態確認後、当所で「確認完了」登録を行います。

事前確認完了後、「事前確認完了」の情報を一時支援金システムに登録します。（原則、当日中に登録作業を行います。状況により翌日以降になる場合がありますので、予めご了承下さい）

その後、一時支援金ホームページにアクセスのうえ、本申請を行ってください。（※登録完了のご連絡はいたしませんので、予めご了承下さい。）

なお、ご自身での電子申請が困難な場合は、申請サポート会場（リノアス8階）をご利用下さい。（要予約 0120-211-240）

※手数料等はいただいておりません。